5月12日以降の「大阪府社会福祉会館」の利用について

大阪府社会福祉会館

5月12日から大阪府社会福祉会館の貸会議室の営業を再開します。

ただし、5月31日まで大阪府域には緊急事態宣言が発出されていますので、会議室の利用に際しま しては、下記の事項を遵守してご利用いただきますようご理解とご協力をお願いします。

【基本的事項】

①会館の会議室を使用できる場合は、「主催者が社会生活の維持に必要なイベント等であると判断した もののみ」とします。

(具体例) • 各種国家試験、資格試験

- 業務上必要かつオンライン化や延期が困難な説明会、会議、研修、学会等
- ・憲法上重要な基本的人権の確保に係るイベント・集会
- ②夜間使用の場合は、大阪府の要請に従い、できる限り20時までに終了するようご協力ください。
- ③会議室を利用できる人数は、定員の50%以内の人員とします。

座席の間隔を空けたり、互い違いに着席するなど、人と人との距離を十分に確保してください。

【一般的事項】

- 〇マスクを必ず着用してください。
- 〇入館時には、玄関に設置の<u>サーマルカメラによる体温</u>測定、アルコール消毒液による手指の消毒を 行い、その後もこまめに消毒してください。
- **〇主催者は、必ず受付時に検温を実施してください。**(検温器がない場合、会館で貸し出します。)
 - ・37.5 度以上の発熱がある人は、入館をお断りします。
- 〇3 つの密(密閉空間、密集場所、密接場面)を避けてください。
 - 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)は空けるようにしてください。
 - ・窓を開けるなどの換気を適宜行ってください。
- 〇喫煙室(5階)の利用は、10名までとします。(厳守)
 - ・向かい合っての喫煙や、喫煙室内での携帯電話の使用、会話は禁止とします。
- 〇大阪府の「大阪コロナ追跡システム」の登録及び厚生労働省の「接触確認アプリ(COCOA)」の ダウンロードをお願いします。

【主催者へのお願い】

- 主催者は、予備マスクを用意するとともにフェイスシールドなど、個別に考えられる感染防止対策を 講じてください。
- ・主催者は、参加者に対し、受付時や研修開始前などに上記内容を周知・徹底し、必ず遵守するよう 指導してください。特に、喫煙室については、休憩時間に集中することやマスクをはずすことから、 10名以内の利用、携帯電話、会話の禁止について、特に徹底していただくようお願いします。